競技者の資格停止期間終了後の出場登録に関する運用要領

１．目的

本要領は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）において、アンチ・ドーピング規則又は本連盟処分規程に基づき資格停止処分を受けた登録競技者（以下「競技者」という。）が、資格停止期間中であったため通常の申込期限までに競技会への出場登録を行うことができなかった場合に資格停止期間終了後に競技会への出場登録をするに際しての運用基準を定めることにより、公平性及び透明性を確保し、恣意的な運用を予防するとともに、競技者資格回復後の円滑な競技活動への復帰に資することを目的とする。

２．位置付け及び適用範囲

（１）本要領は、資格停止期間終了後の競技会運営上の取り扱いを定めるものであり、資格停止期間中の競技会への参加若しくは出場登録を認め、又は資格停止処分の内容若しくは効力を変更するものではない。

（２）本要領は、通常の申込期限が資格停止期間中に到来し、当該期限までに出場登録を行うことができなかった競技者が、資格停止期間終了後に申込期限後の出場登録を申請する場合に限り適用する。

（３）資格停止期間終了後に通常の申込期限が到来する競技会については、本要領によらず、当該競技会の通常の出場登録手続による。

（４）本要領に基づく追加出場登録その他必要かつ合理的な措置を講ずることができる競技会は、本連盟が単独で主催する競技会に限る。

３．基本原則

（１）本要領の適用対象となる競技者に対しては、競技者の氏名、過去の競技成績、代表選考への影響その他これらに類する事情にかかわらず、同一の基準を適用する。

（２）本連盟は、資格停止期間中の競技者に対し、競技会への出場登録に関する個別の案内、助言、勧誘その他これらに類する対応を行わない。

（３）本連盟は、資格停止期間中の競技者から、競技会出場に関する意思表明、事前相談、仮申請その他これらに類する申出を受け付けない。

（４）本要領は、特定の競技者を対象とする救済制度ではなく、資格停止期間中の出場登録を認めないことと、資格停止期間終了後に競技者資格が回復することとの間に生じる手続上の問題を整理するための限定的な運用について定めるものである。

４．申請手続き

（１）本要領に基づく手続は、資格停止期間終了後、競技者本人から本連盟事務局に対し、所定

の方法による正式な申請があった場合に開始する。

（２）申請方法、提出事項及び申請受付期限は、競技会ごとに、又は本連盟が別に定める共通の取り扱いにより、あらかじめ競技者が確認可能な方法で公表する。

（３）申請受付期限は、遅くとも、当該競技会に関して開催される監督者会議開催日の前日とする。ただし、監督者会議が開催されない競技会については、「監督者会議開催日の前日」を「当該競技会の競技開始日の前日」と読み替える。

５．適用要件

本連盟は、競技者が次の各号の要件を全て満たす場合に限り、追加出場登録その他必要かつ合理的な措置を講ずることができる

（１）通常の申込期限が当該競技者の資格停止期間中に到来していること。

（２）資格停止期間が第４項第３号に定める申請受付期限日時点において終了していること。

（３）通常の申込期限に関する要件を除き、当該競技会について定められた参加資格を全て満たしていること。

（４）第４項に定める方法及び期限に従って正式な申請が行われていること。

（５）組合編成、プログラム作成、記録処理その他競技運営上必要な作業について、追加登録に伴う対応が可能であり、当該競技会の運営に重大な支障を及ぼさないこと。

６．判断手続

（１）本連盟事務局は、第４項に基づく正式な申請を受理した後、当該競技者の資格停止期間終了の事実及び前項の適用要件の充足の有無を確認する。

（２）本要領の適用の可否は、本要領及び競技会ごとに公表された基準への該当性のみを確認の上、事務局長及び競技運営責任者が決定し、その結果を常務理事会が承認する。

（３）前号の判断に際しては、競技者の氏名、過去の競技成績、代表選考への影響その他本要領に定めのない事情を考慮してはならない。

（４）本要領の適用の可否及びその理由は記録化し、保存する。

７．情報公開

（１）本要領の内容は、本連盟ホームページその他競技者が確認可能な方法により公開する。

（２）本要領に基づく申請方法、提出事項、申請受付期限及び競技運営上の判断基準は、対象となる競技者が等しく確認できる状態を維持する。

（３）本制度の運用状況については、個人情報に配慮した上で、適用件数その他必要な概要を公表することができる。

８．記録保存

本要領に基づく申請を受けた場合は、申請内容、適用要件の確認結果、判断過程、決定内容及

びその理由を記録し、10 年間保存する。

附則
2026（令和８）年 10 月 10 日制定（理事会）